

小作農の権利に関する国連宣言採択 高等弁務官が声明

2018/12/18

国連人権高等弁務官事務所

小作農とその他の農村地域の労働者の権利に関する国連宣言が国連総会で採択されたのを受け、バチレ人権高等弁務官が声明を発表した。内容は以下のとおり。世界中の多くの地で小作農は経済関係の力の不均衡のために悲惨な状況に置かれている。彼らの権利を保護する政策はほとんどなく、緊縮措置がそうした状況をもたらしている場合もある。女性は特に、土地に関する差別や賃金の不平等が蔓延しているために、脆弱な立場にあり、小作農その他の者はまた、とりわけ気候変動や環境破壊の影響を受けやすい。しかし、彼らは文化・環境・生活手段・伝統の保全に不可欠の役割を果たしており、『2030 アジェンダ』の実施においても取り残されてはならない存在である。宣言は、小作農、農村労働者、小農、漁業者、家畜の飼育者など 10 億人以上の人々の権利に関わる国際基準に基礎を置いており、各国が彼らの権利保護を確保するための詳細な指針を示している。